糸魚川市糸魚川駅自由通路内広告募集要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、市が設置する糸魚川駅自由通路内における広告（以下「自由通路内広告」という。）の掲載について、糸魚川市有料広告掲載の取扱いに関する要綱（平成20年糸魚川市告示第１号。以下「取扱要綱」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（広告掲載の場所）

第２条　自由通路内広告の掲載場所の名称及び位置については、次のとおりとする。

番号	名称	位置
1	糸魚川駅自由通路4面マルチモニター	糸魚川駅自由通路2階
2	糸魚川駅自由通路待合室4面モニター	糸魚川駅自由通路待合室
3	糸魚川駅自由通路階段上空内照式広告板	糸魚川駅自由通路階段上空

（広告内容）

第３条　自由通路内広告に掲載することができる広告は、取扱要綱第３条に適合するものとする。

（掲載できる者の範囲）

第４条　自由通路内広告を掲載することができる者は、市内に住所を有する事業所の代表者又はふるさと糸魚川応援寄附をした者であって寄附金を納入した日から起算して１年以内のもの（以下「広告主」という。）とする。ただし、市長が特別に認める場合は、この限りでない。

（広告の規格等）

第５条　広告の規格等については、別表第１のとおりとする。ただし、他の広告の表示に支障のない範囲で、市長が特別に認める場合は、この限りでない。

（掲載期間）

第６条　１回の申込みに係る広告の掲載は１月を単位とし、申込みをすることができる期間は同一年度内において最長12月とする。

２　前項の規定にかかわらず、第２条に規定する糸魚川駅自由通路階段上空内照式広告板に掲載する広告（以下「階段広告」という。）の１回の申込みにおける掲載期間は、10月以上とする。ただし、年度途中に申込みがあった場合で、当該掲載期間が10月に満たない場合は、申込みのあった年度の翌年度末日を期間の限度として、10月以上申込みをしなければならない。

３　掲載期間の単位となる１月とは、原則として月の初日から末日までとし、月の途中から掲載した場合であっても、終期は当該月の末日とする。

４　広告主は、掲載期間満了後も継続して申込みを行うことができるものとし、掲載期間を算定する際は、最初の申込みにおける掲載開始日から通算するものとする。

（掲載位置、枠数等）

第７条　広告の掲載位置、掲載サイズ及び１日の掲載回数については市長が定めるものとし、第２条の表１の項及び２の項（以下「デジタルサイネージ」という。）については１日に最低10回は掲載するものとする。

２　デジタルサイネージに係る１日の放送時間は、糸魚川駅を発着する始発列車の乗降者が利用する際の必要な時刻から同駅を発着する終着列車の乗降者が利用する際の必要な時刻までの間とする。

（広告掲載料及び納付方法）

第８条　広告掲載料は、別表第２のとおりとし、掲載期間が複数年度にまたがる場合は、単年度ごとに算定する。

２　階段広告の単年度における掲載期間が10月未満となる場合の広告掲載料は、１月当たり25,000円とする。

３　広告主は、広告掲載料を市長の指定する期日までに、市長が発行する納付書により納付しなければならない。
４　市長は、階段広告の広告掲載後に広告主の都合により掲載期間が10月未満に変更された場合は、広告主から受領した広告掲載料は返納しないものとする。

（広告掲載料の減免）

第９条　市長は、市内に本社、支店、営業所等を置き、かつ、新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業認定制度実施要綱に定める認定企業（以下「認定企業」という。）又は糸魚川市消防団協力事業所表示制度実施要綱（平成19年糸魚川市消防本部告示第１号）に規定する認定事業所（以下「認定事業所」という。）の広告掲載料を減免することができる。
２　広告掲載料の減免を希望する認定企業又は認定事業所は、取扱要綱第６条に定める様式により申請する際に、新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業認定証又は糸魚川市消防団協力事業所表示証の写しを添付し、市長に申請しなければならない。
３　市長は、前項の規定による申請を受け、広告掲載料の減免の可否を決定したときは、取扱要綱第７条第３項に定める様式にその旨を付し、認定企業又は認定事業所に通知するものとする。この場合において、広告掲載料の免除については、市長が別に定めるものとする。
４　市長は、第１項に掲げるもののほか特に必要があると認めるときは、掲載料を免除することができる。

（広告掲載の申込み）

第10条　広告主は、取扱要綱第６条に定める様式に掲載データ又は広告を添えて、市長に提出しなければならない。
２　広告は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。
３　市長は、階段公告に係る申込みが多数の場合は、取扱要綱第８条の規定により決定し、同要綱第７条第３項の規定により広告主に通知するものとする。
４　市長は、別表第１の２に規定する広告枠数に空きが生じた場合には、速やかに新たな広告主を募集するものとする。

（階段広告の設置及び掛替）

第11条　階段広告の設置及び掛替は、広告主の責任及び負担で行うものとする。
２　広告主が階段広告の設置又は掛替作業を行う際は、糸魚川市糸魚川駅自由通路条例（平成25年糸魚川市条例第38号）第７条に基づく自由通路の使用許可を受けるとともに、広告設置場所を汚損又は破損しないよう十分注意し、自由通路利用者に支障のないよう、安全に十分配慮し作業しなければならない。
３　前項の作業中に広告設置場所を含む自由通路を汚損又は破損させた場合、広告主はその責任において直ちに原状に復さなければならない。

（階段広告の撤去）

第12条　掲載期間満了時の階段広告の撤去は、市長が行うものとする。
２　掲載期間満了後１月以内に同一広告主から再度広告掲載の申込みがあった場合は、第６条第４項に規定する申込みの継続とみなす。この場合において、市長は、市長が行った撤去にかかる費用を広告主が負担しない限り、再度の広告掲載を許可しないことができる。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、告示の日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行前にハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）登録要綱に基づき登録された登録企業に対する広告掲載料の減免の適用については、なお従前の例による。

別表第１（第５条関係）

１　デジタルサイネージ

区分	ファイル形式	ファイルサイズほか
静止画	JPEG（推奨）　BMP　PNG GIF	(1)　ファイルサイズ　1920×1080ピクセル (2)　データ総量　最大50MB 注　1回の表示時間は、15秒とする。
動画	WMV（推奨）	(1)　ファイルサイズ　1920×1080ピクセル（1366×768ピクセル以上を推奨） (2)　秒数　15秒又は30秒 (3)　フレーム数　最大29.97fps (4)　ビットレート　最大10Mbps (5)　データ総量　最大80MB

２　階段広告

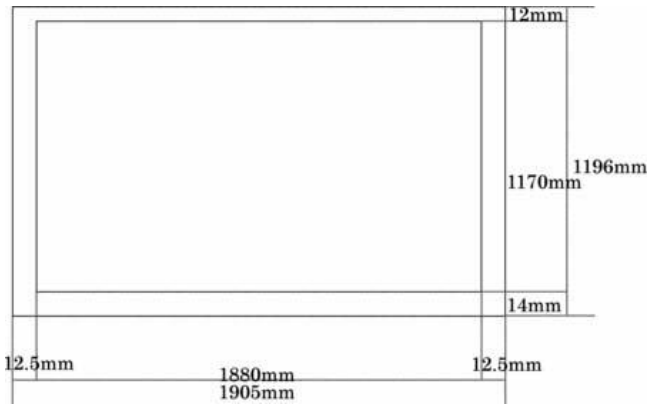

備考

１　推奨素材は、透明ポリエチレンテレフタレート(PET)粘着なし。

２　広告枠数は、６枠とする。

別表第２（第８条、第９条関係）

掲載期間 区分		1月	10月以上12月以内
静止画		3,000円 (2,000円)	30,000円 (20,000円)
動画	15秒	5,000円 (3,000円)	50,000円 (30,000円)
	30秒	8,000円 (5,000円)	80,000円 (50,000円)
階段広告（1枠）			250,000円 (200,000円)

備考　括弧書の金額は、第９条の規定により減額するときの掲載料を示す。